

学校施設・備品使用に関する覚書

成田市立〇〇中学校（以下「甲」という。）と地域クラブ運営事業者〇〇（以下「乙」という。）は、成田市部活動地域展開事業における認定地域クラブの運営業務に係る学校施設等の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（使用と優先）

第1条 乙は甲が指定する施設、備品を使用できる。ただし、学校行事等で甲が必要とする場合は、甲の使用を優先とする。

（原状回復と消耗品）

第2条 乙は、使用後の清掃、施錠を徹底し、施設を原状にもどすこと。石灰等の消耗品は、甲が認める範囲で使用できるが、個人用品は乙が用意する。

（保険）

第3条 乙は、活動中の事故等に備え、必要な保険に加入するものとする。

（損害賠償）

第4条 乙の責に帰すべき事由により損害が生じた場合は、乙がその責任を負うものとする。

令和 年 月 日

甲（住所）成田市 （校長）

乙（住所） （氏名）